

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 黒木和彦

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品名	規格	単位	数量
203mm自走りゅう弾砲ほか22件	別紙第1「売払要領指定書」、別紙第2「売払条件書」及び別紙第3「内訳書」のとおり		

※ 本入札は、解体及び溶解を要する。

(2) 搬出場所

別紙第3「内訳書」のとおり

(3) 代金納付期限

解体又は搬出のいずれか先に実施する日まで

(4) 搬出期限

令和8年9月30日（水）

(5) 溶解期限及び書類提出期限

令和8年10月30日（金）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和8年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第9「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(6) 関係法令に基づき、許可を有する者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月20日（月）09時00分

- (2) 場 所  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

## 5 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き）により決定する。  
(2) 予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、同額の場合はくじ引きにより決定する。

## 6 保証金、違約金及び損害賠償金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除する。  
ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。  
(2) 契約保証金は免除する。  
ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。  
(3) 売払物品を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収する。  
(4) 別紙第8「特定部位等の管理に関する特約条項」に違反した場合は、契約金額の100分の5を違約金として徴収する。

## 7 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札  
(2) 入札に関する条件に違反した入札  
(3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い又は押印を省略する場合に担当者氏名及び連絡先の記載がない入札書  
(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書  
(5) 電話、電報及びFAXによる入札  
(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、別紙第4「不用物品売払契約条項」、別紙第5「談合等の不正行為に関する特約条項」、別紙第6「暴力団排除に関する特約条項」、別紙第7「売払い物品の解体に関する特約条項」及び別紙第8「特定部位等の管理に関する特約条項」を付する。

## 9 現場説明会等

- (1) 現場説明会は実施しない。  
(2) 現場視認  
ア 現場視認を希望する者は、調整の上視認されたい。  
イ 調整先  
陸上自衛隊北海道補給処補給部回収課（担当 高田）  
電 話 0 1 2 3 - 3 6 - 8 6 1 1（内線 5 5 1 5）

## 10 その他

### (1) 提出書類

- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該写しを入札時まで提出する。(FAX可)
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札時に提出する。  
なお、郵便入札の場合も同様とする。

### (2) 入札書の記載要領等

入札書に記載すべき金額は、消費税抜きの金額とする。

### (3) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨する。(感染症防止のため。)

#### イ 郵便入札の要領等

##### (ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

##### (イ) 送付期限

令和8年4月17日(金) 17時00分(必着)

##### (ウ) 送付要領

- a 入札書は、「203mm自走りゅう弾砲ほか22件 入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)(※未提出の場合のみ)を郵送用封筒に入れて配達証明できる郵便又はメール便にて送付する。

##### (エ) 到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

### (4) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

#### (ア) 再度入札の実施日時

令和8年4月22日(水) 15時00分

#### (イ) 郵便入札の要領

##### a 送付期限

令和8年4月22日(水) 12時00分(必着)

##### b その他の要領

初度の入札と同様とする。

### (5) 売払物品の引取等

ア 売払物品は現状渡しであり、細部仕様は現物優先とする。なお、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

イ 売払物品の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。

ウ 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

エ 売払物件の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

### (6) 所有権移転の時期

解体証明書を提出し、官側が受理(承認)したときとする。

### (7) 入札当日において、駐屯地内は調達会計部商議室、入札会場及び厚生センター以外への

立入りは認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。

なお、駐屯地への入門は、入札開始時刻の概ね30分前からとし、入札会場には、入札開始時刻の概ね20分前から入室できる。

(8) 入札に関する問い合わせ先

ア 売払物品に関する事項

第9項第2号イのとおり

イ 入札及び契約等に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：吉井）

電 話 0123-36-8611（内線5343）

FAX 0123-36-8719（直通）

(9) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 島松駐屯地

(イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(10) 公告掲示期間

令和8年3月26日～令和8年4月20日

## 売 払 要 領 指 定 書

### 1 処分量の材質別重量区分

付紙第1「203mm自走りゅう弾砲材質別重量区分表」

付紙第2「60式自走106mm無反動砲材質別重量区分表」

なお、売払品の実質重量については現物現況を優先する。

### 2 処分量の解体、引渡場所等

#### (1) 処分量

ア 203mm自走りゅう弾砲 × 22両

イ 60式自走106mm無反動砲 × 1両

#### (2) 引渡場所

ア 203mm自走りゅう弾砲

〒066-8668 北海道千歳市北信濃724番地 陸上自衛隊北千歳駐屯地 × 21両

〒066-8577 北海道千歳市祝梅1016 陸上自衛隊東千歳駐屯地 × 1両

イ 60式自走106mm無反動砲 × 1両

〒061-1356 北海道恵庭市西島松308 陸上自衛隊島松駐屯地 × 1両

#### (3) 引渡方法

引渡しは庭先渡しとし、積込・搬出・輸送は契約相手方が行うものとする。

#### (4) 搬出完了期限

全ての駐屯地の処分量を令和8年9月30日（水）までに搬出する。

### 3 解体場所

(1) 解体場所は引渡場所または、契約者あるいは下請業者が所有する敷地内とする。

(2) 契約者が引渡場所以外で解体する場合、処分量の所有権の移転時期は、担当官が解体証明書を受理したときとする。

### 4 処分完了期限

令和8年10月30日（金）までとし、溶解完了をもって処分完了とする。

### 5 提出書類

数量及び提出時期は下表のとおり厳守する。

書類名	数量	提出時期
受領書	4	別紙第2の付紙第2 引渡し時 ※解体完了時をもって引渡すことができる。
処分工程表	2	様式随意 解体・溶解予定日並びに解体・溶解の実施企業名及び実施場所を記載し1か月前までに提出する。
解体証明書	2	別紙第2の付紙第3 解体完了後速やかに
溶解証明書	2	別紙第2の付紙第4 溶解完了後速やかに
産業廃棄物管理票（写し）	1	発生した場合のみ（各自治体の様式による。）

### 6 売払条件書

別紙第2「売払条件書（「203mm自走りゅう弾砲」及び「60式自走106mm無反動砲）」による。

### 7 解体工数及び材料

付紙第3「標準解体工数・材料表」による。

### 8 その他

「解体証明書」、「溶解証明書」の立会者は役務検査官とする。

203mm自走りゅう弾砲材質別重量区分総括表 (北千歳駐屯地21両分)

(単位: kg)

区分	構成材質														計				
	鉄						非鉄						関係						
	防弾鋼板	防弾鋼	高張力鋼板	特級	1級	2級	級外	故焼	銅	ステンレス	真鍮	防弾アルミ	アルミ	鉛屑		防弾ガラス	ガラス	その他	
車体部	燃料装置			462.0	63.0	63.0	21.0										987.0	1,596.0	
	吸排気装置			924.0	399.0		210.0						210.0				63.0	1,806.0	
	冷却装置			630.0	3,297.0	546.0	966.0						63.0				567.0	6,069.0	
	電気装置			357.0	294.0	755.0	1,008.0	105.0	588.0								483.0	3,591.0	
	動力伝達装置			14,280.0	557.0	441.0	105.0	525.0			84.0						42.0	16,044.0	
	油圧装置			420.0	755.0	231.0	21.0				21.0			84.0			105.0	1,638.0	
	コントロール装置			147.0	21.0		147.0	126.0	42.0								21.0	504.0	
	懸架装置及び履帯			92,820.0	4,872.0	1,491.0	2,268.0	126.0	42.0								4,935.0	106,664.0	
	車体外装置	61,782.0	1,470.0		28,308.0	18,963.0	6,363.0	1,386.0	630.0				63.0	882.0			1,155.0	121,002.0	
	車体内装置																	252.0	1,239.0
小計	61,782.0	1,470.0		138,348.0	29,757.0	10,059.0	6,426.0	1,512.0	672.0	105.0		63.0	1,239.0			8,610.0	260,043.0		
砲塔部	砲身部			129,118.5			4,189.5					6,321.0						139,529.0	
	砲座部			78,589.1	65.1	147.0	16,443.0		52.5	10.5	331.8		443.1				138.6	96,320.7	
	油圧機構						2,129.4		63.0	39.9	2.1		44.1				33.6	2,341.5	
	電気装置						4.2		71.4				44.1				50.4	170.1	
	その他			443.1	27.3	134.4											16.8	621.6	
	シヤルタ・キット			434.7		117.6	12.6						6,234.9				974.4	7,774.2	
	ヒータ・キット					617.4	331.8		4.2								100.8	1,054.2	
	小計			208,685.4	92.4	1,045.8	23,110.5		191.1	50.4	6,654.9		6,766.2				1,314.6	247,911.3	
	附属品						504.0											6,153.0	6,657.0
	合計	61,782.0	1,470.0		347,033.4	29,849.4	11,104.8	30,040.5	1,512.0	863.1	50.4	6,759.9	63.0	8,005.2			16,077.6	514,611.3	

203mm自走りゅう弾砲材質別重量区分表 (東千歳駐屯地 1 両分)

(単位: kg)

区分	構成材質														計			
	鉄 関 係							非 鉄 関 係										
	防弾鋼板	防弾鋼	高張力鋼板	特級	1級	2級	級外	故銃	銅	ステンレス	真鍮	防弾アルミ	アルミ鉛	鉛層		防弾ガラス	ガラス	その他
燃料装置				22.0	3.0	3.0	1.0										47.0	76.0
吸排気装置				44.0	19.0		10.0						10.0				3.0	86.0
冷却装置				30.0	157.0	25.0	46.0						3.0				27.0	289.0
電気装置				17.0	14.0	36.0	48.0	5.0	28.0								23.0	171.0
動力伝達装置				680.0	27.0	21.0	5.0	25.0			4.0						2.0	764.0
油圧装置				20.0	36.0	11.0	1.0				1.0		4.0				5.0	78.0
コントロール装置				7.0	1.0		7.0	6.0	2.0								1.0	24.0
懸架装置及び履帯				4,420.0	232.0	71.0	108.0	6.0	2.0								235.0	5,074.0
車体外装置	2,942.0	70.0		1,348.0	903.0	303.0	66.0	30.0				3.0	42.0				55.0	5,762.0
車体内装置					25.0	8.0	14.0										12.0	59.0
小計	2,942.0	70.0		6,588.0	1,417.0	479.0	306.0	72.0	32.0	5.0	3.0		59.0				410.0	12,383.0
砲身部				6,148.5			199.5			301.0								6,649.0
砲座部				3,747.1	3.1	7.0	783.0		2.5	0.5	15.8		21.1				6.6	4,586.7
油圧機構						1.4	101.4		3.0	1.9	0.1		2.1				1.6	111.5
電気装置							0.2		3.4				2.1				2.4	8.1
その他				21.1	1.3	6.4											0.8	29.6
シヤルタ・キット				20.7		5.6	0.6						296.9				46.4	370.2
ヒータ・キット						29.4	15.8		0.2								4.8	50.2
小計				9,937.4	4.4	49.8	1,100.5		9.1	2.4	316.9		322.2				62.6	11,805.3
附属品																		293.0
合計	2,942.0	70.0		16,525.4	1,421.4	528.8	1,406.5	72.0	41.1	2.4	321.9	3.0	381.2				766.6	24,481.3

60式自走106mm無反動砲材質別重量区分表 (島松歳駐屯地1両分)

(単位: kg)

	構成材質														計
	鉄関係							非鉄関係							
	防弾鋼板	防弾鑄鋼	特級	1級	2級	級外	故銃	銅(並)	真鍮	アルミ	ガラス	その他			
燃料系統				25.0	10.7							1.2	36.9		
吸排気系統				8.0	20.0							0.5	28.5		
電気系統					41.0			23.7		0.5		7.0	72.2		
懸架装置			1,304.5		46.4							86.9	1,437.8		
コントロール装置				65.5								2.5	68.0		
車体外装置	1,355.0	75.0	79.0	20.0	104.7	17.0							1,650.7		
車体内装置					111.7	17.5				12.0		2.6	143.8		
砲付属	24.2		5.0		24.1							3.0	56.3		
砲塔	124.0	33.8	163.0	96.9	166.3	0.4	213.4	4.2	8.1	0.3	12.0	14.4	836.8		
合計	1,503.2	108.8	1,551.5	215.4	524.9	34.9	213.4	27.9	8.1	12.3	12.5	118.1	4,331.0		

標準解体工数・材料表

装備品等名	1 t 当たりの標準解体工数	1 t 当たりの使用材料	
		アセチレン (kg)	酸素 (m <sup>3</sup> )
203mm自走りゅう弾砲	6人/時	2.1	8.1
60式自走106mm無反動砲			

売 払 条 件 書

「203mm自走りゅう弾砲」  
及び  
「60式自走106mm無反動砲」

## 1 適用範囲

この売払条件書は、北海道補給処が実施する「203mm自走りゅう弾砲」及び「60式自走106mm無反動砲」の解体処分及び準特定部位の溶解における売払契約（以下「処分」という。）の条件を規定する。

## 2 処分に関する要求

### (1) 処分の実施場所

契約の相手方は、処分の実施に当たっては、すべて北海道内で行うものとする。

### (2) 標準作業要領

契約の相手方は、付紙第1に示す作業を行う。

### (3) 処分品の構成

処分品の構成は、別に貸与する基本構造図等資料により示す。

なお、処分品は、次の部位を取り外した状態とする。

#### ア 銘板類

イ エンジン、バッテリー及びトランスミッション又はこれに準ずる部位

ウ ガスによる圧力が生じている物品（消火装置、アキュムレータ等）

#### エ その他

ア、イ及びウの部位以外に取り外した部位がある場合は、売払要領指定書による。

### (4) 処分品の材質別重量区分

処分品の材質別重量区分は、売払要領指定書により示す。

### (5) 準特定部位（過去に秘密及び注意として指定されている部位）

準特定部位に対しては、次の作業を行う。

なお、準特定部位は、別に閲覧する基本構造図等資料により指定する。

#### ア 切断等寸法

準特定部位の溶解切断寸法は、契約相手方の溶解炉に投入可能な寸法とする。

#### イ 溶解

準特定部位は、確実に溶解するものとし、溶解時は官側の監督及び立会の下で実施するとともに、必ず他の材と混合する。

### (6) その他細部は売払要領指定書による。

## 3 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、担当官という。）が定める監督及び検査実施要領による。

## 4 その他の要求

契約相手方は、担当官に対し、次表の書類を提出する。

書類名	数量	提出時期	備考
受領書	売払要領指定書による。		様式は、付紙第2による。
処分工程表			解体・溶解予定日並びに解体・溶解の実施企業名及び実施場所を記載する（様式随意）。
解体証明書			様式は、付紙第3による。
溶解証明書			様式は、付紙第4による。
産業廃棄物管理票（写し）			各自治体の様式による。

## 5 安全管理

処分における作業は、安全管理に万全を期すものとする。

## 6 官側の資料使用に関する注意

- (1) 売払条件書、基本構造図等資料等の官側の資料は、契約担当官等の許可なく防衛省以外で使用してはならない。
- (2) 売払条件書、基本構造図等資料等の官側の資料を基にして、契約の相手方が工業所有権を取得する場合は、担当官の承認を得なければならない。

## 7 所有権の移転

処分品の所有権は、契約相手方が第5項に示す解体証明書を提出し、担当官が受理したときをもって、官側から契約相手方に移るものとする。当該処分品の引渡時には、処分品の所有権は移転しない。

## 8 その他

契約相手方は、この売払条件書の内容に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

標準作業要領表

番号	作業要領	備考
1	車内残留物の確認	油その他残留危険物の確認
2	エンジンルームの開放及び内部残留物の取り外し	残留物等の回収及び切断作業
3	燃料タンクの油抜き及び取り外し並びに砲塔内部金物の切離し	残油の抜取作業及び金物切断
4	砲塔旋回部位固定ボルトの取り外し及びマウントレースの取り外し	切断作業及び回収作業
5	砲塔部の取り外し並びに外部金物及び本体の切断（注1）	切断作業及び回収作業
6	履帯の切断及び車体外部金物の切断	切断作業及び回収作業
7	車体内部金物の切断（トランスミッション作動レバー等）	切断作業及び回収作業
8	車体上部の切断	切断作業及び回収作業
9	車体の反転	クレーン等作業
10	転輪、履帯及びサスペンションアームの切断	切断作業及び回収作業
11	車体下部の切断及び砲の切断	切断作業及び回収作業
12	準特定部位の選別	選別作業
13	スクラップの搬出	クレーン等作業
14	準特定部位の溶解（注2）	溶解作業

注1：駐退復座装置、駐退装置、駐退機、復座緩衝器、平衡機、油補充機、自動・手動開閉器及び遊底緩衝機を有する場合は、事前に官側で取り外し作業を行った後、契約相手方に引き渡す。

2：契約相手方は準特定部位の溶解については、官側の立会いの下実施するものとする。また、ほかの作業工程においても、官側が立会いを必要と認めた場合は、これに応じなければならない。



(解体証明書の様式)

令和 年 月 日

解体証明書

陸上自衛隊 北海道補給処  
契約担当官 ○○○○ 殿

○○○○  
代表者名 印

契約番号○○○○の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知  
します。

- 1 解体実施会社名 ○○○○
- 2 解体処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 令和 年 月 日
- 4 立会者 北海道補給処 補給部回収課 印

(溶解証明書の様式)

令和 年 月 日

溶 解 証 明 書

陸上自衛隊 北海道補給処  
契約担当官 ○○○○ 殿

○○○○

代表者名

印

契約番号○○○○の準特定部位について、次のとおり溶解処置致しましたことを通知  
します。

1 溶解実施会社名 ○○○○

2 解体処分品の名称及び数量

3 溶解実施日 令和 年 月 日

4 立 会 者 北海道補給処 補給部回収課

印

## 内 訳 書

番号	品 名	規 格	単位	数量	搬出場所
1	203mm自走り ouchi彈砲	96-1019	EA	1	北千歳駐屯地
2	203mm自走り ouchi彈砲	96-1047	EA	1	北千歳駐屯地
3	203mm自走り ouchi彈砲	96-1053	EA	1	北千歳駐屯地
4	203mm自走り ouchi彈砲	96-1080	EA	1	北千歳駐屯地
5	203mm自走り ouchi彈砲	96-1083	EA	1	北千歳駐屯地
6	203mm自走り ouchi彈砲	96-1138	EA	1	北千歳駐屯地
7	203mm自走り ouchi彈砲	96-1182	EA	1	北千歳駐屯地
8	203mm自走り ouchi彈砲	96-1189	EA	1	北千歳駐屯地
9	203mm自走り ouchi彈砲	96-1207	EA	1	北千歳駐屯地
10	203mm自走り ouchi彈砲	96-1239	EA	1	北千歳駐屯地
11	203mm自走り ouchi彈砲	96-1331	EA	1	北千歳駐屯地
12	203mm自走り ouchi彈砲	96-1363	EA	1	北千歳駐屯地
13	203mm自走り ouchi彈砲	96-1371	EA	1	北千歳駐屯地
14	203mm自走り ouchi彈砲	96-1376	EA	1	北千歳駐屯地
15	203mm自走り ouchi彈砲	96-1377	EA	1	北千歳駐屯地
16	203mm自走り ouchi彈砲	96-1394	EA	1	北千歳駐屯地
17	203mm自走り ouchi彈砲	96-1420	EA	1	北千歳駐屯地
18	203mm自走り ouchi彈砲	96-1423	EA	1	北千歳駐屯地
19	203mm自走り ouchi彈砲	96-1441	EA	1	北千歳駐屯地
20	203mm自走り ouchi彈砲	96-1445	EA	1	北千歳駐屯地
21	203mm自走り ouchi彈砲	96-1484	EA	1	北千歳駐屯地
22	203mm自走り ouchi彈砲	96-1221	EA	1	東千歳駐屯地
23	60式自走106mm無反動砲		EA	1	島松駐屯地

## 不用物品売払契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付随する仕様書に定めるところにより、標記の契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付するとともに、契約書に定める搬出期限までに契約物品を搬出するものとする。

2 甲は、契約書の搬出期限までに契約物品を乙に引渡すものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面による甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第4条 乙は、この契約の履行を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につき、その責めを免れない。

(代金の納付)

第5条 売払代金は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は甲の口頭告知により、乙は指定された期限及び場所に納付するものとする。この際、乙は納付期限及び搬出予定日を甲に通知するものとする。

2 乙は納入告知による方法で代金を納付した場合は、直ちに代金納付を証明する領収書等を甲に通知するものとする。

3 乙は甲の口頭告知により代金を納付した場合は、直ちに代金納付を証明する領収書を甲に通知するものとする。ただし、収入官吏と契約担当官が同一者である場合はこの限りではない。

4 甲は乙からの代金納付を証明する領収書等を謄写して、代金納付確認書(別記様式)を作成し乙に交付するものとする。

5 乙が第一項の納付期限を過ぎて代金を納付したときは、納付期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該代金に対し、年3パーセントの率の利息を付して延滞金を支払わなければならない。

(搬出)

第6条 売払物品の搬出は、代金納付後乙の負担において次の要領により行うものとする。

(1) 乙は、売払物品の搬出に際しては、甲の発行する代金納付確認書又は所属収入官吏の領収印のある領収証書を甲の指定した係官に提示し、引渡期限内に搬出しなければならない。

(2) 品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又はその代理人とが立会いの上確認するものとする。

(3) 契約物品について、搬出場所における乙による解体等が仕様書等で定められている場合は、当該規定に基づき解体等を行い、その履行状況について甲の指定した検査官の確認を受けなければ搬出できないものとする。

2 甲は、乙が前項第1号の引渡期限又は第7条第2項の延納期限までに契約物品を搬出しないときは、乙の負担において他に搬出し又は他に保管を託することができる。

(引渡期限の延期)

第7条 乙は、引渡期限までに契約物品の引渡しを受けられないときは、その理由を明らかにして甲に対し引渡期限内に延期について承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。

(搬出期限の延期)

第8条 乙は、搬出期限までに契約物品の搬出ができないときは、甲に対しその理由を明らかにして、搬出期限内に延期について書面により申請し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。

(無償の期限延期)

第9条 甲は、第7条第2項及び前条第2項による延期申請が、乙の責に帰し難い事由によるものと認めたときは、その期間を無償とすることができる。

(有償の期限延期)

第10条 甲は、第7条第2項及び第8条第2項による延期申請が、乙の責に帰すべき事由によるものと認めたときは、その期間は有償とする。

2 前項の場合において、搬出又は引渡し期限の翌日から搬出又は引渡しされた日までの1日につき遅滞部分に対する代金の0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞料として徴収する。

(所有権の移転)

第11条 売払物品の所有権は、当該物品の引渡し完了したときをもって甲から乙に移るものとする。ただし、特約条項に定めがある場合は、特約条項に記載の時期とする。

2 前項の所有権移転後に生じた物品の滅失、き損等は、全て乙の負担とする。

3 甲から乙に、完全に所有権が移転する前に乙が契約物品の転売契約を他の業者等と締結した場合において、甲の求めにより乙との契約を解除した場合には、甲は乙に発生する損害賠償等の責を負わないものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が書面により契約解除を申し出たとき。
- (2) 乙（代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が甲の承認を得ないで、指定期限までに売払代金を納付しないとき。
- (4) 乙が搬出期限内又は引渡し期限内に契約を履行しないとき、又は甲が履行の見込みがないと認めたとき。
- (5) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。
- (6) 甲の都合により、代金納入前において契約の解除を必要とするとき。

（甲の契約解除に伴う危険負担）

第13条 甲は、前条第1号から第4号に基づき契約を解除した場合は、解除の対象となった契約物品について、乙の納付した代金を返還し、契約物品の返還を請求するものとする。

- 2 前項の代金の返還は、契約物品が返還されたことを甲又は甲に指定された者が確認した後に行うものとする。ただし、契約解除に伴い甲に違約金請求権等の債権が発生する場合は、本項に規定する返還すべき代金と相殺することができるものとする。

（乙の解除権）

第14条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第15条 甲は、第12条第1号から第5号までの事由により、契約の全部若しくは一部を解除した場合は、解除部分に対する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合は、期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第16条 甲は、前条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙は提供した契約保証金をもって、これに充当するものとする。

（乙の損害賠償債権）

第17条 乙は、第12条第6号により契約を解除された場合で損害を生じたときは、甲に対しその損害を請求することができる。

- 2 損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

(信用等の調査)

第18条 甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上並びにこの契約の履行の確保、その他特に必要がある場合には、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は事務所において帳簿書類、原価元帳等その他の物件を調査（会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類への集計システムの適正性、損益計算書及び貸借対照表の内訳と原価元帳等の数字の整合性その他これに類する必要事項を確認することを含む。）することができる。この場合、甲は乙の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(担保又は保証人)

第19条 甲は、違約金、売払代金等の債権を保全するため、必要があるときは乙から担保を提出させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査については前条の規定を準用する。

2 担保の付された債権について、担保の価格が減少し又は保証人を不相当とする事情が生じたときは、乙は甲の請求に応じ増担保の提供又は保証人の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙（代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し、甲の秘密を知った場合は、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第21条 この契約の履行について、特約条項が付されている場合は、特約条項の定めとする。

2 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

3 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式（第6条関係）  
令和 年 月 日

代 金 納 付 確 認 書

〇〇〇〇 殿

契約担当官  
陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇

下記のとおり代金が納付されたことを確認したので通知します。

記

売払要求番号	
契約番号	
契約年月日	
契約件名	
契約金額	
代金納付期限	
代金納付日	
引渡場所	
引渡期限	
備 考	

※ 引渡期限は、代金納付により確定した日を記入する。

## 談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合であつては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわた

っても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負者等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に対する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第1条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

番号	品目	型式	単位	数量	備考
1～ 22	203mm自走りゅう 弾砲		両	22	
23	60式自走106mm 無反動砲		両	1	
	以下余白				

（契約金額の内訳）

第2条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第3条 第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

特定部位等の管理に関する特約条項

(乙の一般業務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく特定部位等(準特定部位を含む。以下同じ。)及び基本構造図等資料の管理に関しては、この特約条項に定めるところにより特定部位等及び基本構造図等資料の管理の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方(以下「下請負者」という。)その他基本構造図等資料、特定部位等を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特定部位等、基本構造図等資料が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、基本構造図等資料又は特定部位等を乙に交付するときは、取扱いに注意する特定部位等、基本構造図等資料であることを示し、書面をもって送達するものとする。

(特定部位等の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、基本構造図等資料を特定部位等及び基本構造図等資料の取扱いの業務に従事する者(以下「関係社員」という。)以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて基本構造図等資料を供覧してはならない。

(基本構造図等資料の保全措置)

第4条 乙は、特定部位等について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定部位等を供覧してはならない。

(基本構造図等資料及び特定部位等の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、基本構造図等資料を複製し、又は特定部位等の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 第1項に規定する基本構造図等資料及び特定部位等の複製等において完成に至らなかったものは、別命なく、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(秘密の表示等)

第6条 乙は、基本構造図等資料を複製したときは、これらに別命なく取扱いに注意する資料であることをしめさなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、基本構造図等資料を接受、複製、送達若しくは特定部位等を接受、送達若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定部位等の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、関係社員以外の者を、みだりに基本構造図等資料及び特定部位等取り扱われている場所に立ち入らせ、又はその付近に必要な以上に近づかせてはならない。

2 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、基本構造図等資料及び特定部位等取り扱われている場所に立ち入らせてはならない。

(基本構造図等資料等の返却等)

第9条 乙は、甲が交付した基本構造図等資料、特定部位等、第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をした全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、必要な検査を行うほか、特定部位等及び基本構造図等資料の管理の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(事故発生時の措置)

第11条 乙は特定部位等及び基本構造図等資料の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲及び乙は、特約条項（読替えを含む。）に違反する場合において、乙が支払うべき違約金に関し、協議の上別途定めるものとする。

(下請負)

第12条 乙は、基本構造図等資料の複製又は特定部位等を含んだ戦車、自走砲、装甲車、戦車回収車等の解体処分等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、特定部位等及び基本構造図等資料の管理の手段等を記した書面を添え、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、第1項に規定する場合を除き、基本構造図等資料、特定部位等を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第13条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者への下請負の許可を取り消す場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は下請負者への下請負の許可を取り消すことができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第14条 事故の発生その他事由（第10条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による基本構造図等資料の複製若しくは製作又は特定部位等の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めるときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、基本構造図等資料、特定部位等の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合